

令和4年度事業報告

令和4年は、年明け早々の1月1日に「新型コロナウイルス」“第6波”が始まり、政府の「緊急事態宣言」が発せられ、終了宣言期限の3月31日でも感染拡大が収まらず、7月21日から“第7波”が始まり、又その後10月12日から“第8”波が襲来しました。又、インフルエンザとの同時感染や、オミクロン変異株「BQ1」への置き換わり等が心配されました。このように令和4年度は、前年に引き続き世界的にも、日本社会においても、経済・雇用は勿論社会的にもそして全ての面において、甚大な悪影響が生じました。

この様な状況下、厚生労働省・大阪労働局・大阪中央労働基準監督署では、職場における感染防止の為、「職場における新型コロナ感染症への感染予防及び健康管理」を推進し、「在宅勤務（テレワーク）の推進」「午後8時以降の勤務抑制」等と共に、各職場等での「3つの密を避ける」「換気の励行」等の周知、実践が求められました。

当協会におきましても、上記の「新型コロナウイルス対策」を徹底して実施し、「講習」等の一部中止・延期を致しました。又、再開後も「新型コロナウイルス対策」の為、定員を半減するなど「換気の徹底」「検温」「温度・湿度管理」「手洗い消毒の徹底」等の対策を行い、講習会を実施致しました。その結果、残念ながら、講習会の実施回数減、受講者数も減少し収入減となりました。このような厳しい状況下ではありましたが、可能な限り「新型コロナウイルス対策」を徹底し、各種の安全衛生教育、講習会を実施致しました。又、大阪中央労働基準監督署のご支援をいただき「労務管理セミナー（改正育児・介護休業法）」等も開催する事が出来ました。又、「新型コロナウイルス対策」の為過去2年中止していました「定時総会」、6月開催の「大阪中央地区安全大会」、9月開催の「大阪中央地区労働衛生大会」は何とか、リアルで実施することが出来ました。今後については、5月8日から、「新型コロナの取扱い」が「第2類」から「第5類」に変更になる予定であり、新型コロナの「飲み薬」等の実用化等の“明るい材料”もありますが、引き続きの「慎重な注意・対策」が必要になると思われます。協会と致しましても、今後とも「新型コロナウイルス対策」を徹底すると共に、積極的にかつ可能な限り各種の安全衛生教育、講習会を実施してまいります。又、“魅力あるかつ有益な研修会・講習会の開催”・“会員各位へのタイムリーかつ有益な情報提供”に努めると共に更なる協会のサービスの向上を図ってまいります。会員の皆様の一層のご協力ご支援を宜しくお願い致します。